

特別養護老人ホーム豊寿苑運営規程

(指定介護老人福祉施設事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊浦福祉会が設置する特別養護老人ホーム豊寿苑（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年下関市条例第74号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム豊寿苑
- (2) 所在地 山口県下関市豊浦町大字厚母郷10442番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（兼務）

施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師（非常勤） 1 名（兼務）以上
入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
 - (3) 生活相談員 1 名以上
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (4) 看護職員 3 名（兼務）以上
入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理に従事する。
 - (5) 介護職員 2 3 名以上
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1 名（兼務）以上
献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに入所者の栄養指導に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員 1 名以上
入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
 - (8) 介護支援専門員 1 名（兼務）以上
施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
 - (9) 調理員 8 名（兼務）以上
給食業務に従事する。
 - (10) 事務員 1 名（兼務）以上
庶務及び会計事務に従事する。
- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 3 管理者は、施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内以外の事業所、施設の職務であっても兼務できるものとする。

（入所者の定員）

第5条 施設の定員は54名とする。

（施設サービスの内容）

第6条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排せつ
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 食事
- (6) 相談、援助
- (7) 社会生活上の便宜の提供等
- (8) 機能訓練
- (9) 栄養管理
- (10) 口腔衛生の管理
- (11) 健康管理

(利用料等)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

3 食事の提供に要する費用と居住に要する費用は厚生労働大臣が定める基準費用額に準ずるものとし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項のほかに次に掲げる費用を徴収する。

(1) 特別な食事の提供に要する費用 実費

(2) 理美容サービス料金 実費

(3) 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの

5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。

6 指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条 施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第14条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定める。

(個人情報の保護)

第15条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供目的以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第16条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

4 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域との連携)

第17条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故の防止及び発生時の対応)

第18条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第19条 施設は、入所者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的の実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5) 委員会の委員長を虐待の防止に係る責任者とし、委員長は施設長とする。

2 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第20条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。また身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 施設は、介護に従事する無資格の従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。
 - 6 施設は、指定介護福祉施設サービスの利用開始に際し、入所者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人豊浦福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。

特別養護老人ホーム豊寿苑（指定介護老人福祉施設事業）

厚生労働大臣が定める基準額

利用料	多床室・従来型個室
要介護 1	5, 8 9 0 円／日
要介護 2	6, 5 9 0 円／日
要介護 3	7, 3 2 0 円／日
要介護 4	8, 0 2 0 円／日
要介護 5	8, 7 1 0 円／日

加算

日常生活継続支援加算	3 6 0 円／日
看護体制加算（Ⅰ）ロ	4 0 円／日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1 2 0 円／日
夜間職員配置加算（Ⅲ）ロ	1 6 0 円／日
安全対策体制加算	2 0 0 円（入所時 1 回のみ）
初期加算	3 0 0 円／日（入所又は 30 日以上入院の場合：30 日を限度）
療養食加算	6 0 円／1 食（1 8 0 円／日）
経口維持加算Ⅰ	4, 0 0 0 円／月
入院・外泊加算	2, 4 6 0 円／日（入院・外泊時、1 月に 6 日を限度）
看取り介護加算	7 2 0 円／日（死亡以前 3 1～4 5 日）
	1, 4 4 0 円／日（死亡以前 4～3 0 日）
	6, 8 0 0 円／日（死亡前日、前々日）
	1 2, 8 0 0 円／日（死亡日）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 上記利用料・加算料金額合計額に対して 1 6. 3 % の金額

介護保険サービス外の金額

○部 屋 代

多 床 室	9 1 5 円／日
従来型個室	1, 2 3 1 円／日

○食 事 代 1, 6 5 0 円／日

○入院・外泊時部屋代（入院日外泊日、退院日・帰苑日を除く）

多 床 室	1 段階無料	4 3 0 円／日（2 段階・3 段階①）
	5 3 0 円／日（3 段階②）	9 1 5 円／日（4 段階）
従来型個室	3 8 0 円／日（1 段階）	4 8 0 円／日（2 段階）
	8 8 0 円／日（3 段階①）	9 8 0 円／日（3 段階②）
	1, 2 3 1 円／日（4 段階）	